

○松本市図書館図書除籍基準

平成24年3月30日

教育委員会訓令乙第2号

市立松本図書館図書除籍基準（平成元年教育委員会訓令乙第3号）の全部を改正する。

1 目的

この基準は、松本市中央図書館及び分館が所蔵する資料（以下「資料」という。）を有効な利用状態に維持するとともに、資料の更新を円滑に行うことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 除籍の対象となる資料

除籍の対象となる資料は、次のとおりとする。

（1） 汚損・破損資料

汚損、破損の程度が著しく、修復が不可能なもの

（2） 不用資料

ア 出版後10年が経過し、内容が現状とそぐわなくなったもの

イ 改訂版又は類書を入手し、代替可能になった各分野の実用書、入門書

ウ 利用率が低下したもので、複本があるもの

エ 保存期限が経過した雑誌、新聞

（3） 亡失資料

ア 災害その他事故によるもの

イ 資料の点検において、3年間引き続き所在不明のもの

ウ 未返却資料で、督促後も5年以上回収不能なもの

3 除籍の対象としない資料

次の資料は、原則として除籍の対象としない。

（1） 松本市に関する地域資料で、複本がないもの

（2） 各分野の古典、基本図書とされるもの

4 除籍の手続き

除籍の手続きは、次のとおりとする。

（1） 除籍する資料は、図書館職員が選定した後、中央図書館長が決定する。

（2） 除籍する資料は、必要に応じて市内の公共施設その他の公共的団体及び市民に無償で提供することができるものとする。

5 補則

この基準に定めるもののほか資料の除籍に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。